

## 2. 社会的状況

### (1) 地域の社会的状況に係る項目

#### ア 人口及び産業の状況

南区、真駒内及び芸術の森地区（芸術の森地区の世帯数を除く）の人口及び世帯数は減少している<sup>81) 82)</sup>。また、札幌市・南区・真駒内・芸術の森地区・豊平区ともに、第3次産業の占める割合が8割程度と最も高い状況である。

81) 札幌市市長政策室「札幌市統計書 平成25年版」(平成26年3月)

82) 札幌市市長政策室ホームページ「国勢調査 小地域集計結果」(平成17年, 平成22年)

イ 土地利用の状況

(ア) 行政区画

事業実施想定区域は札幌市南区真駒内（番地）に位置しており<sup>83)</sup>、周辺には表 3-2-1-1 及び図 3-2-1-1 のとおり、13 町内会とその連合体である芸術の森地区連合会有る<sup>84) 85)</sup>。

表 3-2-1-1 事業実施想定区域及びその周辺における町内会<sup>84)</sup>

町内会名	加入世帯数(世帯)	班数(班)
地縁団体見晴町内会	303	13
石山東町内会	625	28
地縁団体石山八区町内会	37	5
常盤団地町内会	487	19
常盤一区町内会	693	20
アートパークタウン町内会	515	30
サンブライト真駒内町内会	429	21
常盤二区町内会	32	3
滝野町内会	30	3
真駒内三団町内会	14	3
真駒内二団町内会	9	1
真駒内駒岡町内会	70	6
駒岡団地町内会	103	8
合計(芸術の森地区連合会)	3,352	160

(イ) 都市計画法上の地区計画等の状況

事業実施想定区域は、都市計画区域における市街化調整区域に位置している<sup>88)</sup>。

事業実施想定区域周辺の地区計画では、表 3-2-1-2 のとおり真駒内駒岡団地を低層戸建住宅地区に定めている<sup>89)</sup>。

表 3-2-1-2 地区計画の決定状況<sup>89)</sup>

名称	面積 (ha)	決定年月日 変更年月日	都市計画 区域区分	決定の内容
真駒内駒岡団地	3.6	平成10年11月20日 平成18年 3月31日	市街化調整区域	低層戸建 住宅地区

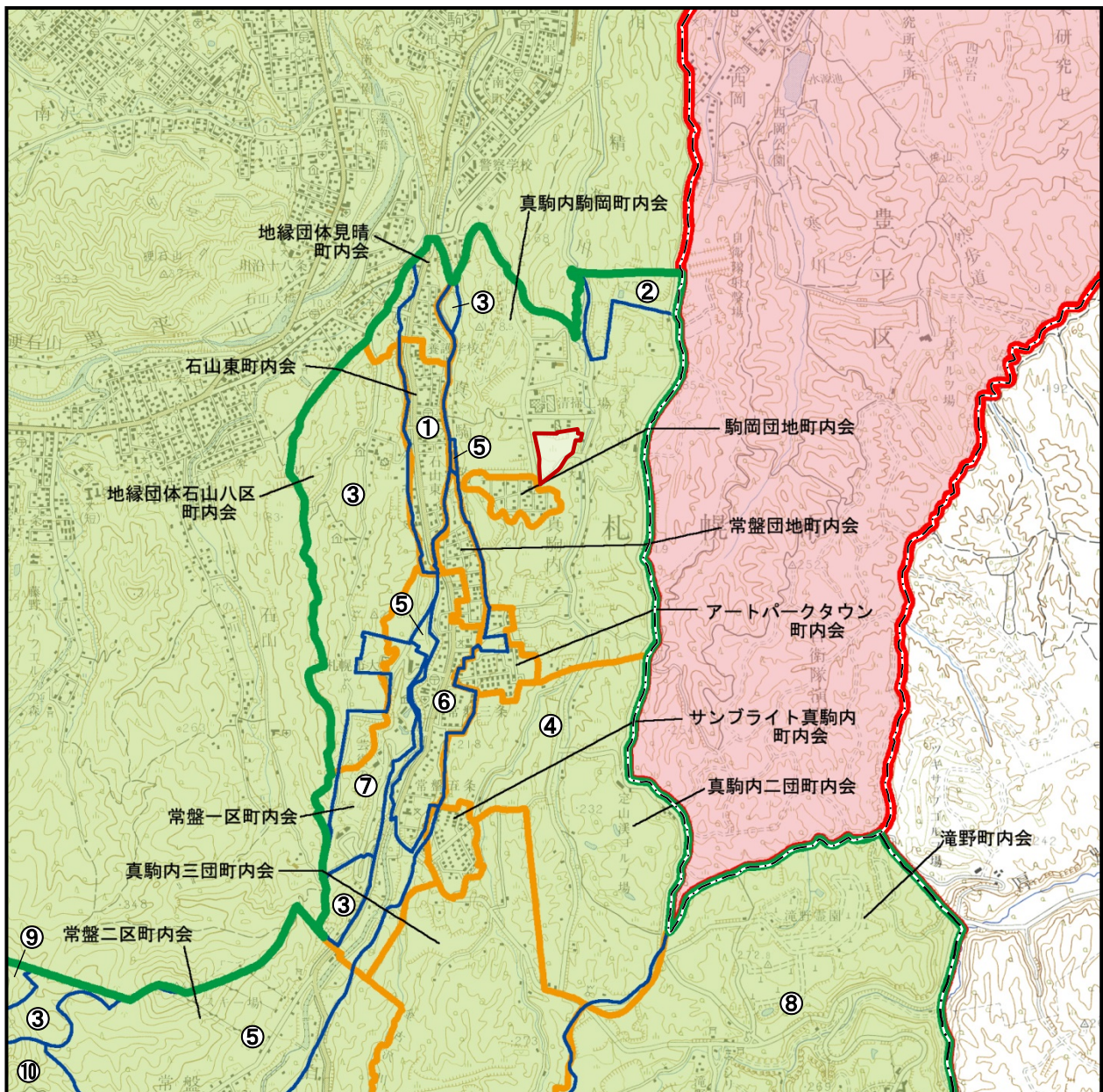
83) 札幌市市民まちづくり局地域振興部「札幌市町名・住居表示実施区域図」(平成 25 年 10 月)

84) 札幌市市民まちづくり局市民自治推進室「町内会・自治会世帯数調査表(連合町内会別)(南区芸術の森地区連合会)」

85) 札幌市南区市民部「芸術の森地区 安心・安全マップ」(平成 25 年 3 月)

88) 札幌市市民まちづくり局都市計画部ホームページ「都市計画情報サービス」

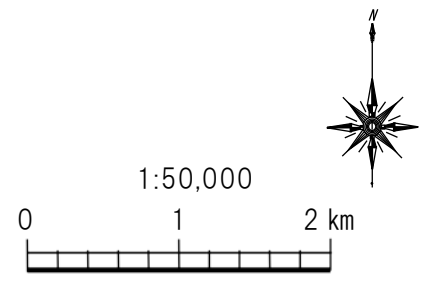
89) 札幌市市民まちづくり局都市計画部「地区計画決定状況一覧」(平成 26 年 8 月)



凡 例	
	事業実施想定区域
	区 界
	区 界 範 囲
	町 界 範 囲
	芸術の森地区連合会範囲
	町 内 会 範 囲
	札幌市南区
	札幌市豊平区
	札幌市清田区
①	札幌市南区石山東(丁目)
②	札幌市南区澄川(番地)
③	札幌市南区石山(番地)
④	札幌市南区真駒内(番地)
⑤	札幌市南区常盤(番地)
⑥	札幌市南区常盤(条丁目)
⑦	札幌市南区芸術の森(条丁目)
⑧	札幌市南区滝野
⑨	札幌市南区藤野(番地)
⑩	札幌市南区簾舞(番地)

図 3-2-1-1  
行政区画及び町内会の状況

※この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図(札幌、石山)を使用したものである



出典：札幌市市民まちづくり局地域振興部「札幌市町名・住居表示実施区域図」(平成25年10月)  
札幌市南区市民部「芸術の森地区 安心・安全マップ」(平成25年3月)

ウ 河川、湖沼、地下水の利用状況

(ア) 水域利用の状況

事業実施想定区域周辺における親水地区は、図 3-2-1-2 に示す駒岡小学校前の親水護岸（駒岡の水辺）が水遊び場として整備されている<sup>40)</sup>。

(イ) 利水の状況

a 河川の利水の状況

精進川及び真駒内川には、表 3-2-1-3 の水利権が設定されている<sup>92) 93)</sup>。

①は札幌市による精進川の取水点（図 3-2-1-2）である。

表 3-2-1-3 水利権の設定状況<sup>92) 93)</sup>

図中 番号	河川名	水利使用者	水利使用目的	取水量 (m <sup>3</sup> /s)	取水地点
①	精進川	札幌市	雑用(庭園用)	0.00464	札幌市南区真駒内632の3

注：図中番号は、図 3-2-1-2 に対応している。

b 地下水の利用状況

事業実施想定区域及びその周辺における札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく地下水採取事業場を、表 3-2-1-4 及び図 3-2-1-2 に示す<sup>94)</sup>。

南区の 2 事業場とは、現駒岡清掃工場及び札幌市保養センター駒岡を指す。

表 3-2-1-4 札幌市条例に基づく地下水採取事業場届出状況<sup>94)</sup>

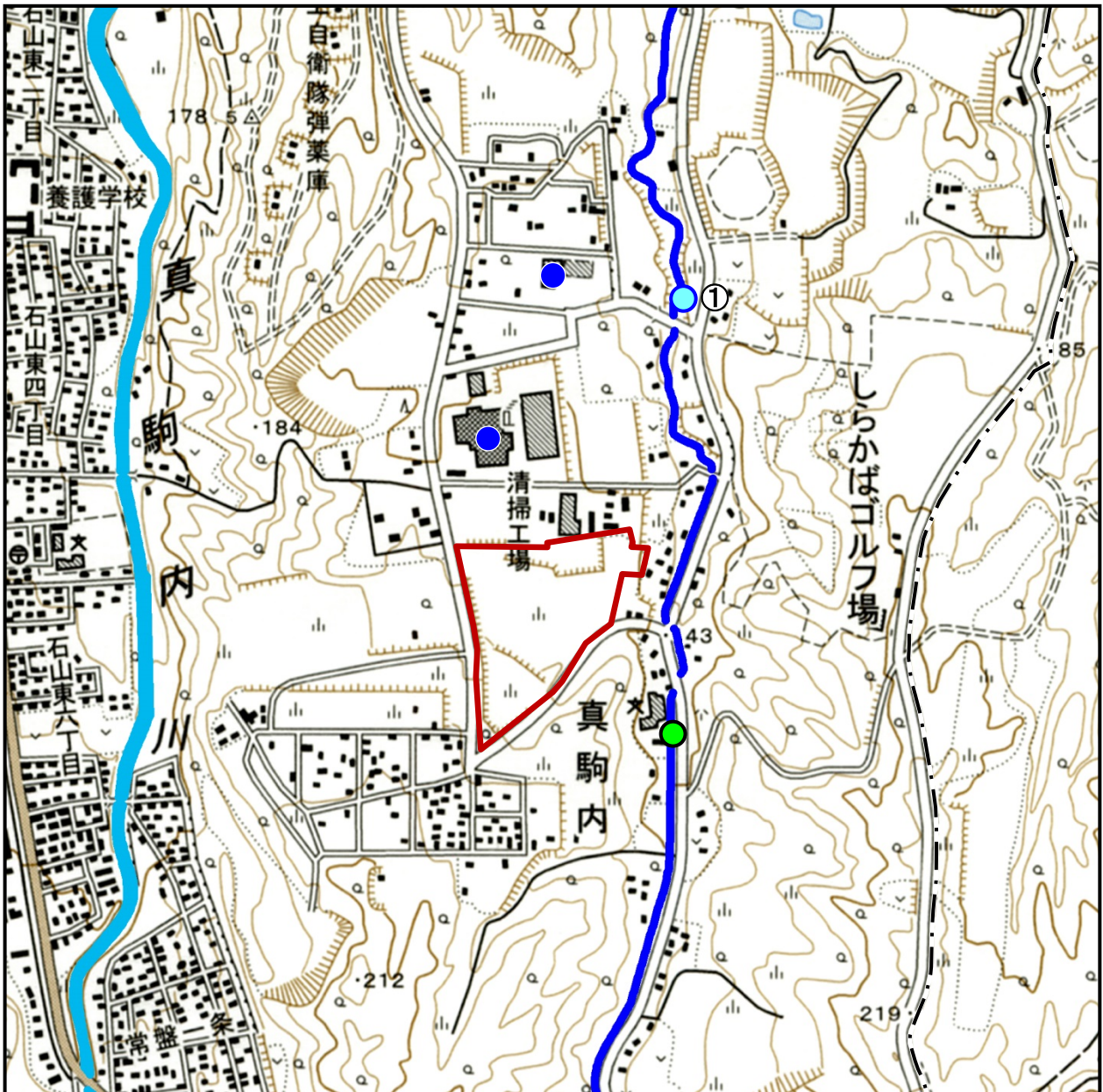
該当法令	届出事業場等の数（地下水採取）		
	南区	豊平区	計
札幌市生活環境の確保に関する条例	2	0	2
合計	2	0	2








40) 札幌市環境局環境都市推進部「水遊び場水質調査地点」（平成 26 年度）

92) (社)北海道土木協会「普通河川水利権調書」（平成 13 年 3 月）

93) (社)北海道土木協会「一級水系水利権調書」（平成 13 年 11 月）

94) 札幌市環境局環境都市推進部「揚水施設一覧」（平成 26 年 8 月現在）

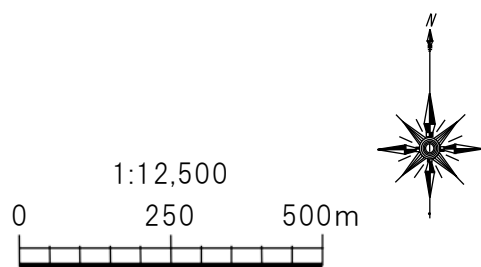


凡 例	
	事業実施想定区域
	区 界
	精 進 川
	真 駒 内 川
	駒岡小学校前の親水護岸 (駒岡の水辺)
	河川水における取水地点 (水利権①精進川)
	札幌市生活環境確保の条例に 基づく地下水採取事業場

注：图中番号①は、文中の表 3-2-1-3 に対応している。

図 3-2-1-2 水域の利水等の状況

※この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(石山)を拡大して使用したものである



出典：札幌市環境局環境都市推進部「水遊び場水質調査地点図」(平成26年7月)

エ 交通の状況

主要道路の交通量を表 3-2-1-5(1)及び 3-2-1-5(2)に、また交通量の調査地点を図 3-2-1-3 に示す。

すべての調査地点で、平成 17 年度以後交通量は概ね減少傾向にある。

なお、事業実施想定区域周辺の市道では、交通量の調査は行われていない<sup>97)</sup>  
98) 99)。

表 3-2-1-5(1) 主要な交通施設の交通量（道路交通センサス）<sup>97)</sup>

路線名	一般国道 230 号		一般国道 453 号		主要道 西野真駒内 清田線	一般道 真駒内 御料札幌線
	①	②	③	④	⑤	⑥
地点名	南区石山 1条5丁目	南区川沿 2条1丁目	南区真駒内 曙町2丁目	南区常盤 4条1丁目2	南区真駒内 上町1丁目	南区滝野 (清田区有明)
年度						
平成 22 年度	25,731	41,098	23,491	7,900	17,389	5,068

注 1：斜文字は、推定値である。

2：図中番号は、図 3-2-1-3 に対応している。

3：交通量の単位は、台/24 時である。

表 3-2-1-5(2) 主要な交通施設の交通量（札幌市交通量調査）<sup>98) 99)</sup>

路線名	一般国道 453 号				市道石山 西岡南線
	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
地点名	南区真駒内 曙町2丁目	南区 真駒内公園	南区常盤 4条1丁目	南区石山東 1丁目	南区石山東 1丁目
年度					
平成 17 年度	—	—	—	14,069	8,391
平成 18 年度	—	—	7,340	—	—
平成 19 年度	19,128	18,031	7,937	—	—
平成 20 年度	17,767	16,972	7,617	—	—
平成 21 年度	—	—	5,707	—	—
平成 22 年度	—	—	4,852	—	—
平成 23 年度	—	—	6,927	—	—
平成 24 年度	—	—	5,739	—	—
平成 25 年度	—	—	5,304	—	—

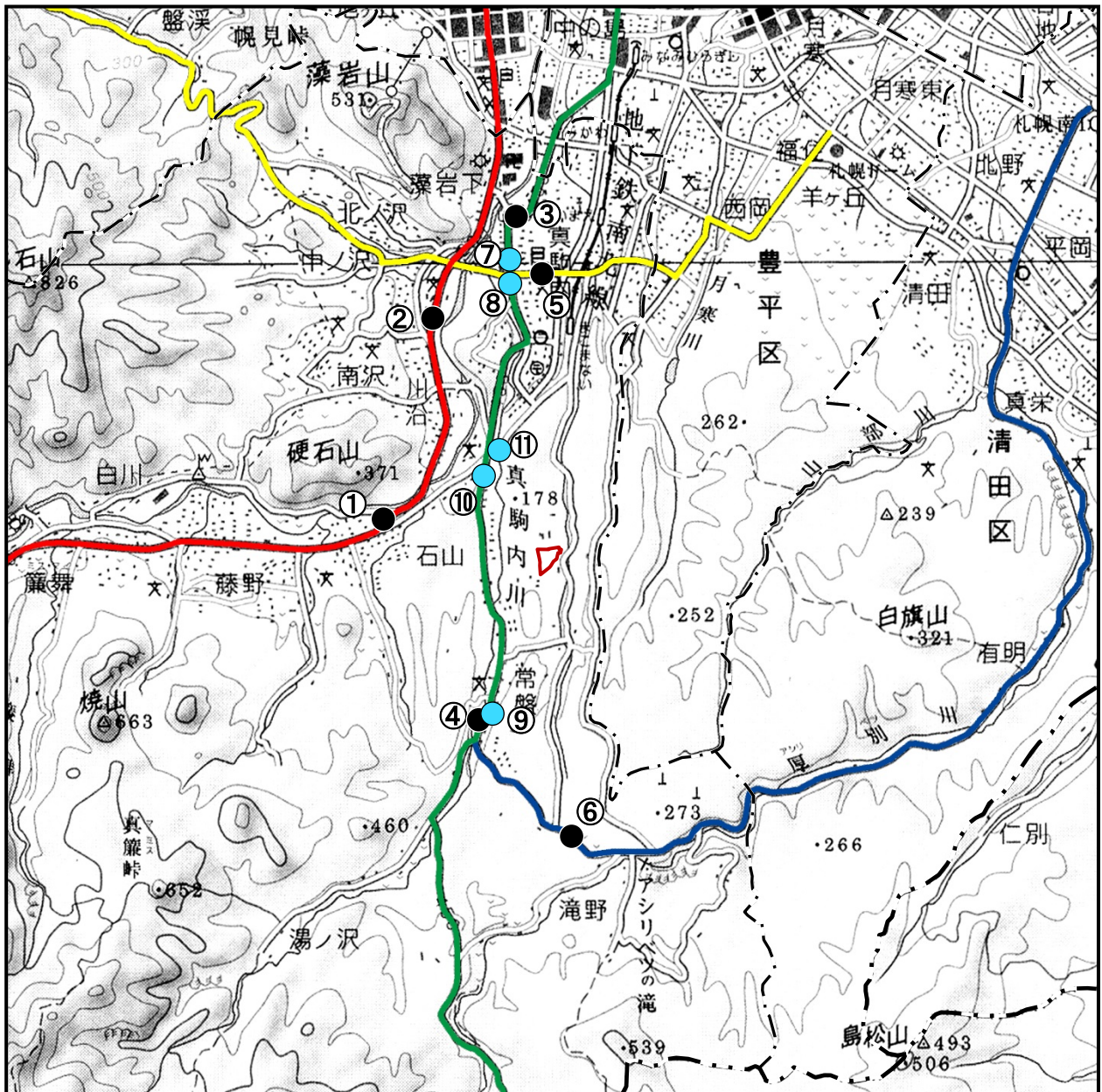
注 1：図中番号は、図 3-2-1-3 に対応している。

2：交通量の単位は、台/12 時である。

97) 北海道開発局「平成22年度全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査箇所別基本表」(平成24年)

98) 札幌市企画調整局「交通量調査集計結果表」(平成6年～平成16年)

99) 札幌市市民まちづくり局「交通量調査集計結果表」(平成19年度～平成25年度)

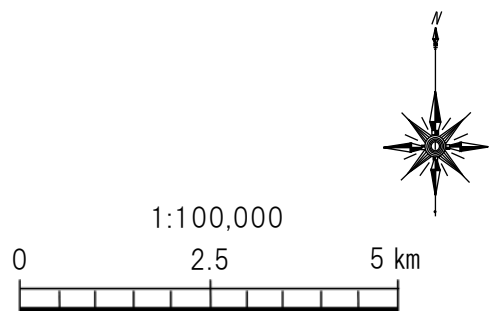


凡 例	
	事業実施想定区域
	区 界
	市 町 村 界
	一般国道 2 3 0 号
	一般国道 4 5 3 号
	主要道道西野真駒内清田線
	一般道道真駒内御料札幌線
	道路交通センサス調査地点
	札幌市交通量調査地点
①	南区石山1条5丁目
②	南区川沿2条1丁目
③	南区真駒内曙町2丁目
④	南区常盤4条1丁目2
⑤	南区真駒内上町1丁目
⑥	南区滝野(清田区有明)
⑦	南区真駒内曙町2丁目
⑧	南区真駒内公園
⑨	南区常盤4条1丁目
⑩	南区石山東1丁目
⑪	南区石山東1丁目

注：図中番号は、本文中の表 3-2-1-5(1),(2)に対応している。

図 3-2-1-3 交通量調査地点位置図

※この地図は、国土地理院発行の20万分の1地勢図(札幌)を拡大して使用したものである



出典：北海道開発局「平成17年度 全国道路交通情勢調査 一般交通量調査箇所別基本表」(平成19年8月)  
国土交通省「平成22年度 全国道路交通情勢調査 一般交通量調査箇所別基本表」(平成24年12月)

オ 環境保全の配慮が必要な施設の配置及び住宅の配置状況

(ア) 環境保全の配慮が必要な施設の分布

a 学校及び医療施設

事業実施想定区域の周辺における学校及び医療施設を、表 3-2-1-6 及び図 3-2-1-4 に示す。

札幌市立駒岡小学校は敷地境界から約 200m、札幌南病院は敷地境界から約 880m の距離にある<sup>100) 101)</sup>。

表 3-2-1-6 事業実施想定区域の周辺における学校及び病院<sup>100) 101)</sup>

図中 番号	区分	施設名	事業実施想定区域の 敷地境界から最短距離
①	学 校	札幌市立駒岡小学校	約 200m
②		札幌市立石山東小学校	約 630m
③	特別支援学校	北海道札幌養護学校 もなみ学園分校	約 1,050m
④	病 院	医療法人大空札幌南病院	約 880m

注：図中番号は、図 3-2-1-4 に対応している。

b 社会福祉施設の分布

事業実施想定区域周辺における社会福祉施設の分布状況を、表 3-2-1-7 及び図 3-2-1-4 に示す<sup>73) 103)</sup>。

事業実施想定区域に最も近い札幌市保養センター駒岡は、敷地境界から約 500m の距離にある。

表 3-2-1-7 事業実施想定区域周辺における社会福祉施設<sup>73) 103)</sup>

図中 番号	区分	施設名	事業実施想定区域の 敷地境界から最短距離
⑤	老人休養ホーム	札幌市保養センター駒岡	約 500m
⑥	障がい者 福祉施設	社会福祉法人札幌石山福祉会 南陽荘入所部	約 440m
⑦		社会福祉法人北海道社会福祉事業団 福祉型障がい児入所施設 もなみ学園	約 1,000m
⑧	老人福祉施設	有限会社 優和サービスデイサービスふれあい	約 880m
⑨		有限会社 優和サービスデイサービスふるさと	約 880m
⑩		社会福祉法人北海道ハピネス 和幸園芸術の森 デイサービスセンターのえるの森	約 1,000m

注：図中番号は、図 3-2-1-4 に対応している。

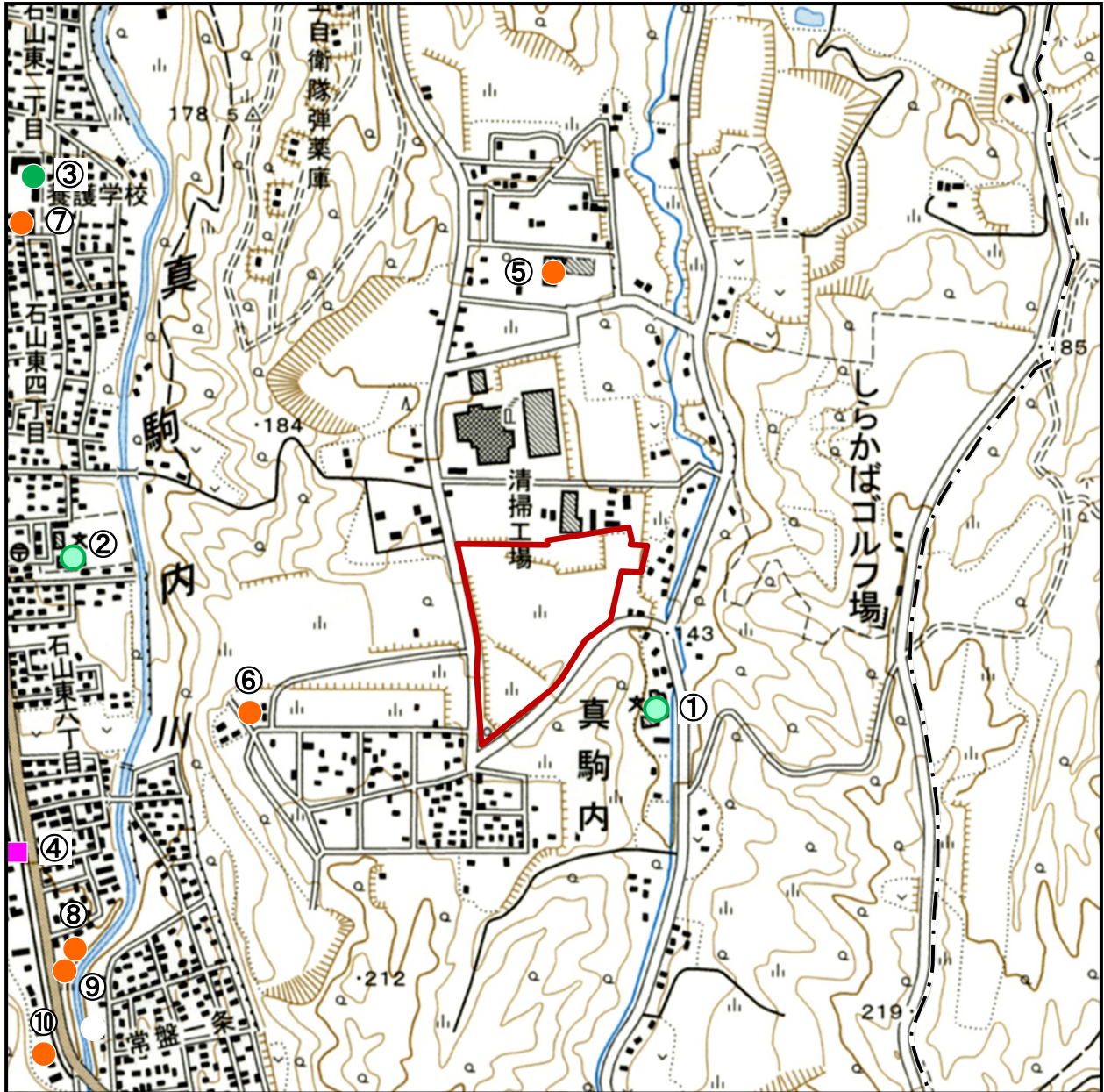
73) 札幌市南区「南区ガイド&MAP」(平成 26 年 4 月)

100) 札幌市教育委員会「札幌市立学校・幼稚園一覧」(平成 26 年 4 月)

101) 北海道教育委員会「平成 26 年度 特別支援教育」(平成 26 年 10 月)

103) 札幌市保健福祉局保健所「社会福祉法人一覧」(平成 26 年 4 月)



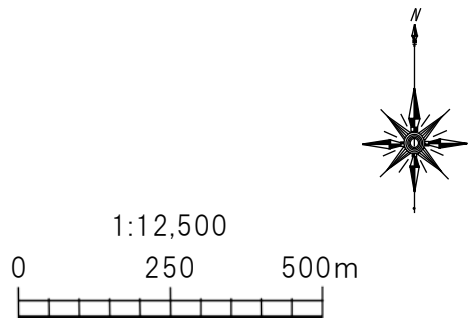


凡 例	
	事業実施想定区域
	区界
	学 校
	特 別 支 援 学 校
	医 療 施 設 ( 病 院 )
	社 会 福 祉 施 設
①	札 幌 市 立 駒 岡 小 学 校
②	札 幌 市 立 石 山 東 小 学 校
③	北 海 道 札 幌 養 護 学 校 も な み 学 園 分 校
④	医 療 法 人 大 空 札 幌 南 病 院
⑤	札 幌 市 保 養 セ ン タ ー 駒 岡
⑥	社 会 福 祉 法 人 札 幌 石 山 福 祉 会 南 陽 荘 入 所 部
⑦	社 会 福 祉 法 人 北 海 道 社 会 福 祉 事 業 団 福 祉 型 障 が い 児 入 所 施 設 も な み 学 園
⑧	( 有 ) 優 和 サ ー ビ ス デ イ サービス ふ れ あ い
⑨	( 有 ) 優 和 サ ー ビ ス デ イ サービス ふ る さ と
⑩	社 会 福 祉 法 人 北 海 道 ハ ピ ネ ス 和 幸 園 芸 術 の 森 デ イ サービス セ ン タ ー の え る の 森

注：图中番号は、本文中の表 3-2-1-6, 3-2-1-7 に対応する。

図 3-2-1-4 学校、病院及び  
社会福祉施設の分布状況

※この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1  
地形図(石山)を拡大して使用したものである



(イ) 住宅の配置

a 集落の分布状況

事業実施想定区域周辺における集落の分布状況として、人口集中地区及び団地等の状況を図 3-2-1-5 に示す<sup>70)</sup>。

b 事業実施想定区域の周辺の人家

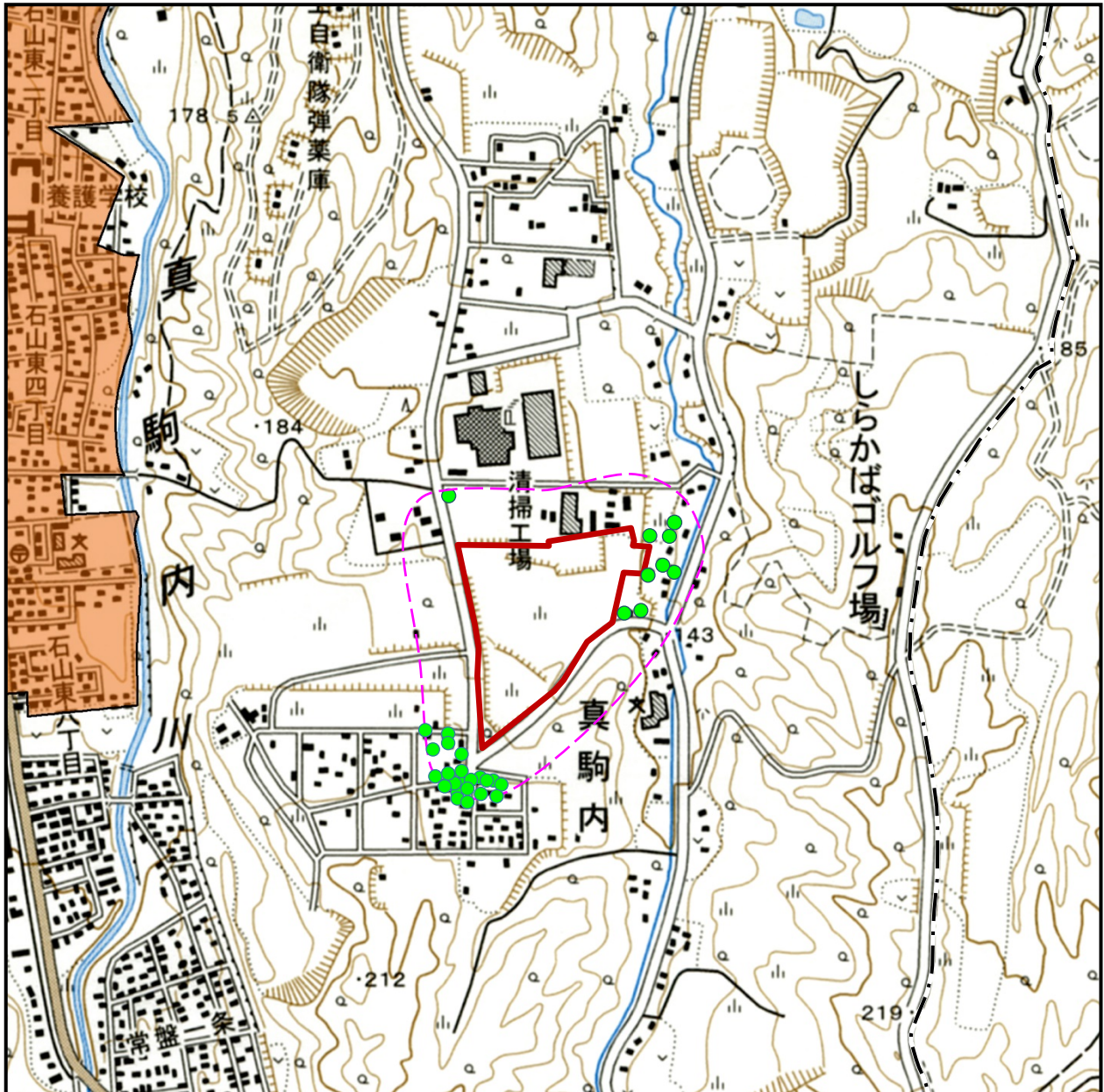
事業実施想定区域の敷地境界から周辺 100m の範囲に分布する人家の状況を、図 3-2-1-5 に示す<sup>104)</sup>。

敷地境界から 100m 範囲内には約 30 軒の人家があり、東側敷地境界に最寄りの人家が隣接している。

なお、敷地境界から 100m 範囲の人家の状況を把握した理由は、『廃棄物処理施設生活環境影響調査指針について』（環境省、公布日：平成 18 年 9 月 4 日）における騒音及び振動の調査対象地域の設定について、「対象施設から発生する騒音が距離減衰式等により相当程度変化すると考えられる地域であって、人家等が存在する地域とし、敷地境界からおおむね 100m までの範囲とする（振動も同じ考え方）」とされていることを参考にした。

70) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」（平成 23 年 4 月）

104) ゼンリン「住宅地図 札幌市南区」（平成 26 年 7 月版）





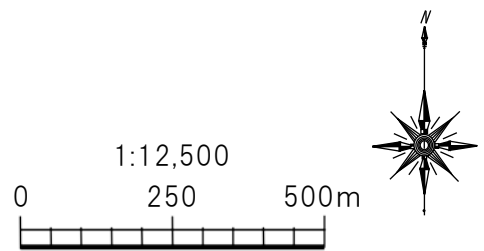
凡 例	
	事業実施想定区域
	区界
	人口集中地区 (平成17年国勢調査 DID 地区)
	事業実施想定区域の周辺 100m範囲に立地する人家

図 3-2-1-5 住宅の分布状況

※この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図(石山)を拡大して使用したものである



出典：札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」(平成23年4月)  
 ゼンリン「住宅地図 札幌市南区」(平成26年7月版)  
 札幌市建設局下水道管理部「公共下水道の供用及び処理開始告示区域図その2」(平成25年11月)

## カ 大気中のダイオキシン類の状況

### (ア) 札幌市内の一般環境大気中のダイオキシン類

札幌市内における大気中ダイオキシン類の観測結果を、図 3-2-1-6 に示す<sup>14)</sup>。

札幌市内測定局における大気中ダイオキシン類の濃度は、概ね減少から横ばい傾向にあり、平成 14 年測定開始以来環境基準  $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$  (縦軸最大値が 0.1 のため未表示) を達成している。

事業実施想定区域に近い啓北商業高校(紫線)及び常盤中学校(赤線)の状況は、現駒岡清掃工場の周辺地点に該当するが、他の地点と比較しても概ね低い値で推移している。

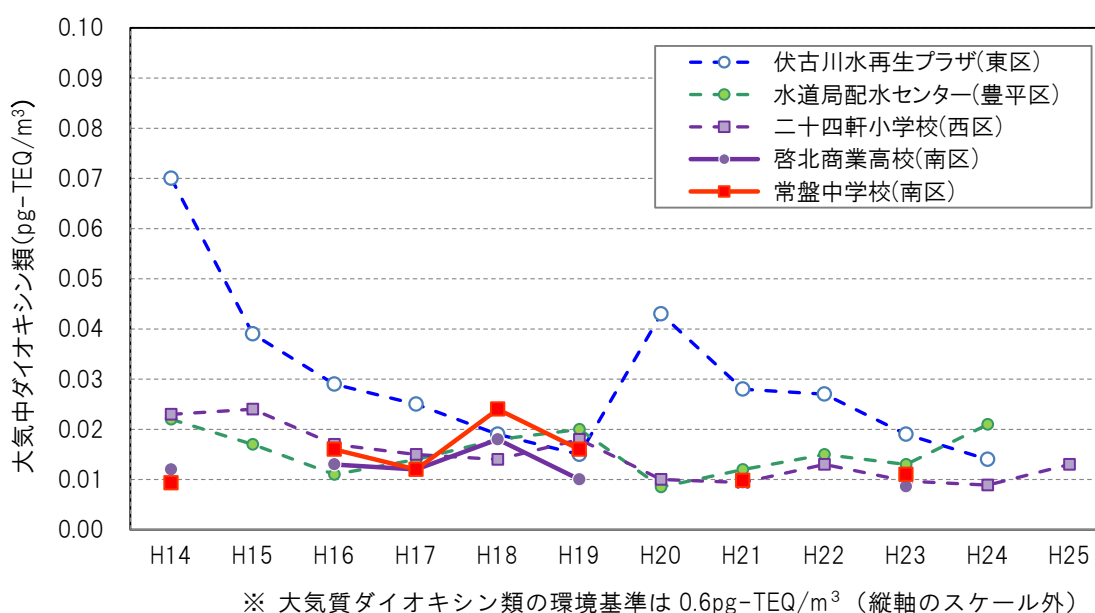


図 3-2-1-6 一般環境大気の継続調査地点のダイオキシン類濃度

14) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」(平成 15 年度~平成 25 年度)

## (2) 環境関係法律等に係る項目

### ア 環境基本法に基づく環境基準及び類型指定状況

#### (ア) 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準は、人が通常生活する地域において一律に設定されている。ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、基準は適用しない。

#### (イ) 騒音

事業実施想定区域は、騒音に係る環境基準の指定地域外に位置している。

#### (ウ) 水質

事業実施想定区域周辺（工事濁水）においては、精進川全域及び真駒内川全域について、河川の環境基準A類型が指定されている。

### イ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の設定状況

ダイオキシン類に係る環境基準は、大気、水質（河川及び地下水）、土壌について一律に設定されている。

### ウ 公害の防止に関する法令に基づく地域区域の指定状況及び規制基準

#### (ア) 大気汚染防止法等に基づく区域の指定状況、規制基準等

駒岡清掃工場は、ばい煙発生施設であり、硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物及び塩化水素に係る排出基準を定めている。

#### (イ) 騒音規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等

札幌市では特定施設等で発生する騒音について規制基準及び要請限度を適用すべき地域の指定を行っており、事業実施想定区域は騒音に係る規制区域の外部に位置している。

#### (ウ) 振動規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等

札幌市では振動の規制基準及び要請限度を適用すべき地域の指定を行っており、事業実施想定区域は、振動に係る規制区域の外部に位置している。

#### (エ) 水質汚濁防止法に基づく排出基準及び指定水域又は指定地域

事業実施想定区域周辺（工事濁水）においては、石狩川水域に係る上乗せ排水基準を定めている。但し、当該施設は河川に排水を放流しない計画である。

#### (オ) 悪臭防止法に基づく区域の指定状況、規制基準等

札幌市では都市計画法に基づく都市計画区域全域を悪臭規制地域に指定しており、事業実施想定区域についてもA区域の規制を適用する。

(カ) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制基準等

a 大気汚染

廃棄物焼却炉の排出口からの排出ガス中のダイオキシン類について、焼却能力4 t/h以上の施設については表 3-2-2-1 に示す排出基準が適用される。

表 3-2-2-1 ダイオキシン類に係る排出基準（排出ガス）

特定施設の種類		焼却能力 (t/h)	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
廃棄物焼却炉	火床面積が0.5m <sup>2</sup> 以上、又は 焼却能力が50kg/h以上	4 以上	0.1
備考) 許容限度は温度が零度であって、圧力1気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。			
注) TEQ とは毒性等価換算濃度のことで、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の高い2,3,7,8-TCDDの量に換算したものをいう。			

平成11年12月27日 総理府令第433号

平成19年 6月11日 環境省令第 15号

b 水質

特定施設の排出水中のダイオキシン類について水質の排出基準が定められるが、当該施設は河川に排水を放流しない計画である。

エ 自然環境の保全に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況

- (ア) 自然公園法に基づき指定された国立公園、国定公園  
事業実施想定区域及びその周辺には、国立公園及び国定公園はない<sup>20) 70)</sup>。
- (イ) 北海道立自然公園条例に基づき指定された北海道立自然公園の区域  
事業実施想定区域及びその周辺には、北海道立自然公園はない<sup>20) 70) 106) 107)</sup>。
- (ウ) 自然環境保全法に基づき指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域  
事業実施想定区域及びその周辺には、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定地域はない<sup>70) 106) 107)</sup>。
- (エ) 北海道自然環境等保全条例に基づき指定された北海道自然環境保全地域  
事業実施想定区域及びその周辺には、図 3-2-2-1 のとおり、北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区がある<sup>71) 108)</sup>。  
なお、自然景観保護地区、学術自然保護地区及び記念保護樹木はない<sup>71) 108)</sup>。
- (オ) 都市緑地法に基づき指定された特別緑地保全地区の区域  
事業実施想定区域及びその周辺には、特別緑地保全地区は存在しない<sup>20) 70) 71)</sup>。
- (カ) 森林法に基づき指定された保安林の区域  
事業実施想定区域及びその周辺には、図 3-2-2-1 に示す箇所、森林法に基づく保安林の指定箇所がある<sup>70)</sup>。
- (キ) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき指定された生息地等保護区の区域  
事業実施想定区域及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区はない<sup>107)</sup>。
- (ク) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき設定された鳥獣保護区の区域  
事業実施想定区域及びその周辺には、図 3-2-2-1 に示す箇所、鳥獣保護区が存在する<sup>20) 70) 109)</sup>。

20) 札幌市環境局環境都市推進部「平成 26 年度 札幌市環境白書」(平成 27 年 1 月)

70) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」(平成 23 年 4 月)

71) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市の公園・緑地 平成 25 年度」(平成 25 年 11 月)

106) 北海道環境生活部「北海道環境白書'14」(平成 26 年 11 月)

107) 環境省「生物多様性情報システム 日本の自然保護地域 自然保護各種データ一覧」

108) 北海道環境生活部「環境緑地保護地区一覧表」(平成 23 年 4 月)

109) 北海道環境生活部「平成 26 年度 鳥獣保護区等位置図」(平成 26 年 8 月)

- (ケ) 北海道生物多様性の保全に関する条例に基づき指定された区域等  
事業実施想定区域及びその周辺には、生息地等保護区はない<sup>106)</sup>。
- (コ) その他関係法令等に基づく区域等の指定状況
- a 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に記載された自然遺産の区域  
事業実施想定区域及びその周辺には、自然遺産の区域はない<sup>86)</sup>。
- b 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域  
事業実施想定区域及びその周辺には、湿地の区域はない<sup>106)</sup>。
- c 北海道自然環境保全指針に基づき選定された地域  
事業実施想定区域及びその周辺には、図 3-2-2-1 に示す箇所に、北海道自然環境保全指針に基づくすぐれた自然地域が存在する<sup>110)</sup>。
- d 札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づく市民の森、緑化推進地区、保存樹等  
事業実施想定区域及びその周辺には、札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づく「緑保全創出地域の山地丘陵地のみどり（里山）」が、図 3-2-2-1 のとおり指定されている<sup>111) 112)</sup>。  
また、同条例に基づく市民の森、自然歩道、緑化推進地区又は保存樹等は、事業実施想定区域及びその周辺には存在しない<sup>20) 70) 71)</sup>。
- e 都市環境緑地取得整備事業に基づく都市環境林  
事業実施想定区域及びその周辺には、図 3-2-2-1 に示す箇所に、都市環境緑地取得整備事業に基づく都市環境林が存在する<sup>20) 70) 71)</sup>。
- f その他
- (a) 地域のみどり  
事業実施想定区域及びその周辺には、図 3-2-2-1 に示す箇所に、地域のみどりが存在する<sup>70) 71)</sup>。

20) 札幌市環境局環境都市推進部「平成 26 年度 札幌市環境白書」（平成 27 年 1 月）

70) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市公園緑地図」（平成 23 年 4 月）

71) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市の公園・緑地 平成 25 年度」（平成 25 年 11 月）

86) 北海道総合政策部「北海道統計書 平成 26 年」（平成 26 年 3 月）

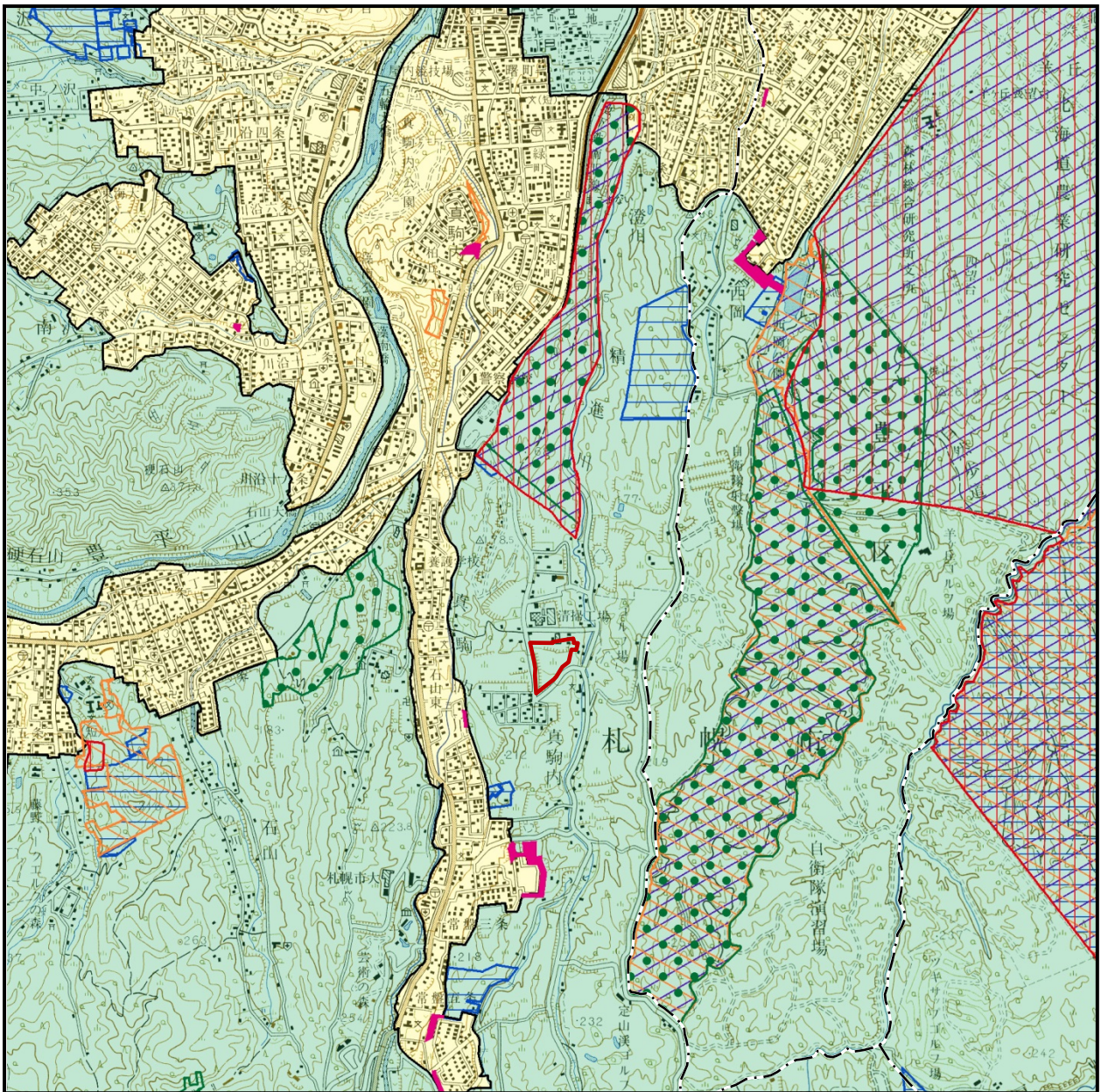
106) 北海道環境生活部「北海道環境白書' 14」（平成 26 年 11 月）

110) 北海道保健環境部「北海道自然環境保全指針」（平成元年 7 月）

111) 札幌市「札幌市規制緑地図」（平成 15 年 4 月）

112) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌しみどりの基本計画」（平成 23 年 3 月）















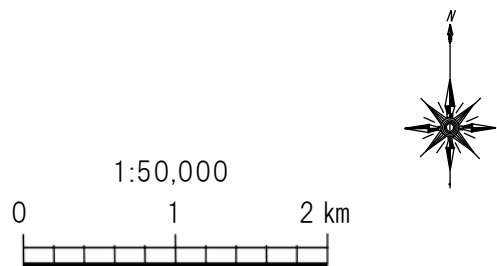
凡 例	
	事業実施想定区域
	区 界
	保 安 林
	鳥 獣 保 護 区
	環 境 緑 地 保 護 区
	す ぐ れ た 自 然 地 域
	都 市 環 境 林
	山 地 丘 陵 地 の み ど り ( 里 山 )
	住 居 系 市 街 地
	地 域 の み ど り

図 3-2-2-1 自然環境の保全に関する  
法令等に基づく区域等の指定状況

※この地図は、国土地理院発行の5万分の1  
地形図(札幌、石山)を使用したものである



出典：札幌市環境局みどりの推進部「札幌市の公園・緑地 平成25年度」（平成25年11月）  
札幌市環境局みどりの推進部「札幌しみどりの基本計画」（平成23年3月）  
北海道環境生活部「平成26年度 鳥獣保護区等位置図」（平成26年8月）

(サ) 駒岡地区の歴史

a 開拓の歴史

駒岡地区の沿革を、表 3-2-2-2 に示す<sup>59) 113) 114) 115)</sup>。また、現駒岡清掃工場の1階ロビーにある、駒岡小学校の生徒から寄贈された壁画を写真 3-2-2-1 に示す。

表 3-2-2-2 駒岡地区の沿革<sup>59) 113) 114) 115)</sup>

年号		駒岡地区	真駒内駒岡団地
昭和22年	1947年	入植開始	
昭和24年	1949年	地名を「駒岡」に改称	
		現在の自衛隊演習地のある場所に駒岡小学校が開拓モデル校として開校	
		自家水力発電所を建設	
昭和29年	1954年	駒岡小学校を現在の精進川のほとりに移転	
昭和34年	1959年	北海道電力による送電開始	
昭和36年	1961年	豊平町が札幌市に合併 駒岡は、札幌市南区となる	
昭和39年	1964年		造成開始
昭和40年	1965年		北海道電力による送電開始
昭和41年	1966年		17世帯が入居開始
昭和42年	1967年		駒岡団地町内会の前身である駒岡団地自治会が発足
昭和44年	1969年		駒岡団地再造成開始
昭和46年	1971年	駒岡会館(のちの駒岡地区開拓記念会館)を新築	
		真駒内駒岡町内会発足	
昭和47年	1972年		駒岡団地自治会を駒岡団地町内会に改称
昭和52年	1977年	駒岡小学校が特認学校に決定	
昭和60年	1985年	駒岡清掃工場操業開始	
昭和61年	1986年	札幌市保養センター駒岡オープン	
昭和62年	1987年	駒岡地区会館新築落成	
昭和63年	1988年		札幌市上水道が給水
平成10年	1998年	駒岡資源選別センター操業開始	都市計画真駒内駒岡団地地区計画の決定 下水道工事完了



写真 3-2-2-1 駒岡清掃工場壁画

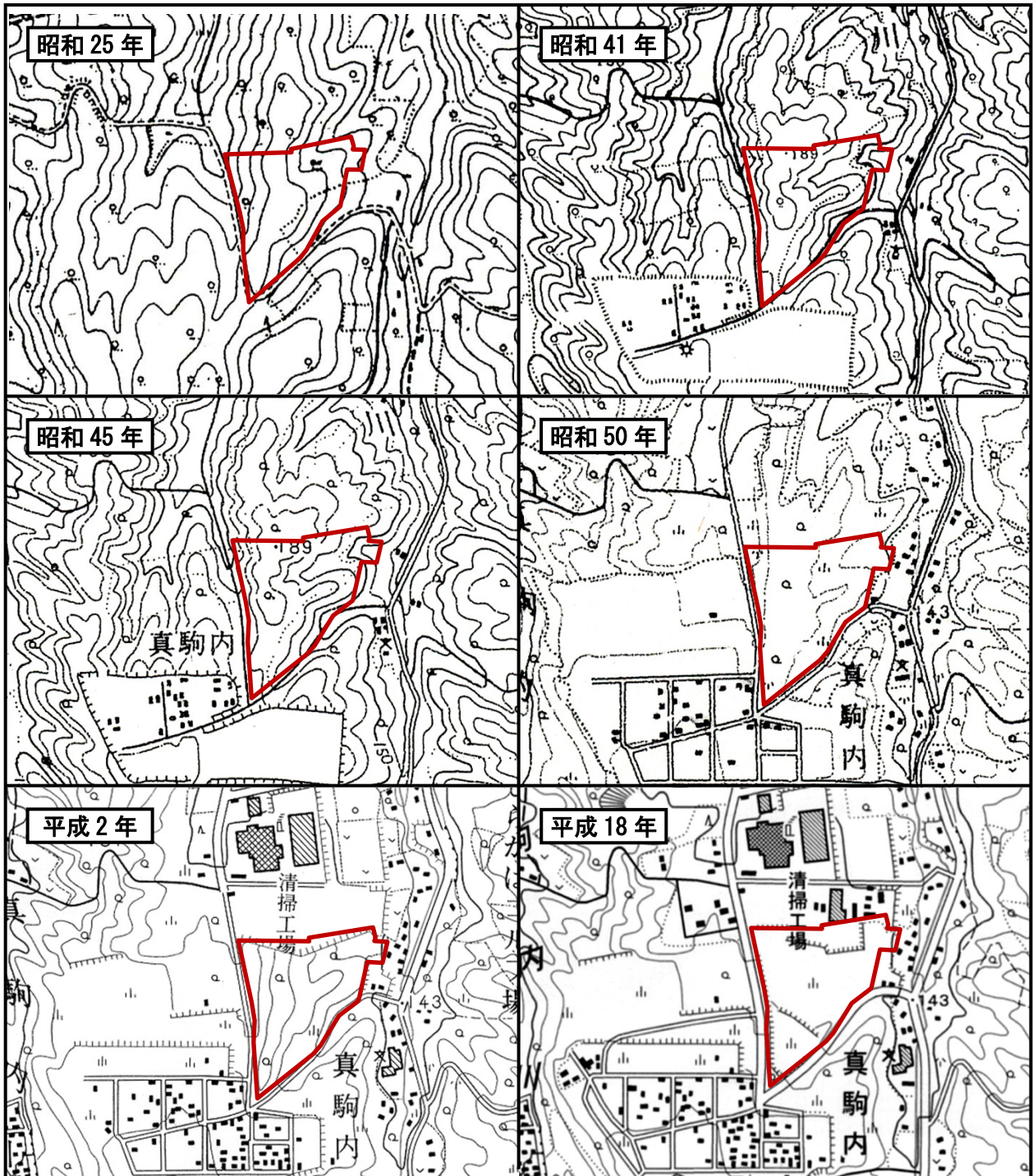
- 59) 札幌市立駒岡小学校「駒岡の大地 森のしずく 札幌市立駒岡小学校開校 50 周年記念誌」(1999 年)
- 113) 札幌市南区役所「南区のあゆみ」(昭和 57 年 4 月)
- 114) 駒岡団地町内会「駒岡周辺 世紀を越えて」(平成 14 年 3 月)
- 115) 唐木田真「三反百姓小俵の足跡」(昭和 51 年 9 月)

b 土地利用の変遷

事業実施想定区域及びその周辺の土地利用の変遷については、「2.5 万分の 1 地形図（石山）」（国土地理院）をもとに、以下に記載する。

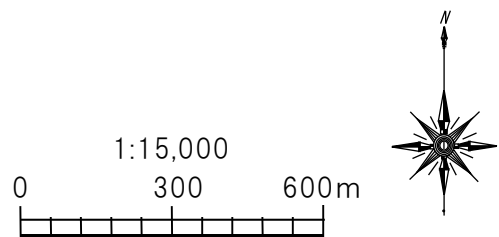
土地利用の変遷の状況を図 3-2-2-2 に示す。

- ・ 駒岡地区の開拓は昭和 22 年から始まった。
- ・ 駒岡開拓後の昭和 25 年、昭和 41 年、昭和 45 年、昭和 50 年、平成 2 年、平成 18 年の地形図の変遷は図 3-2-2-2 のとおりで、平成 2 年から平成 18 年の間に事業実施想定区域及び西側の広葉樹林が荒地となっている。
- ・ 昭和 41 年から真駒内駒岡団地が造成され、人家が立地してきた。



凡 例	
	事業実施想定区域
	畑
	広葉樹林
	針葉樹林
	荒地

図 3-2-2-2  
事業実施区域周辺の土地利用の変遷



出典：国土地理院「2.5万分の1地形図(石山)」

オ 資源等の保護・保存に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況

(ア) 文化財保護法に基づき指定された名勝又は天然記念物

a 指定文化財

事業実施想定区域の周辺には、文化財保護法に基づく指定文化財は存在していない<sup>20)</sup> 116)。

b 埋蔵文化財

事業実施想定区域の周辺には、表 3-2-2-3 に示す駒岡小学校の南側に埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在する<sup>117)</sup>。

表 3-2-2-3 事業実施想定区域の周辺における埋蔵文化財<sup>117)</sup>

遺跡の名称	遺跡の時代	遺跡の種別	所在地
M79遺跡	縄文・擦文	遺物包含地	札幌市南区真駒内

(イ) 都市計画法に基づき指定された風致地区の区域

事業実施想定区域の周辺に、都市計画法に基づく風致地区はない<sup>20)</sup>。

20) 札幌市環境局環境都市推進部「平成 26 年度 札幌市環境白書」(平成 27 年 1 月)

116) 札幌市観光文化局「札幌の文化財」(平成 23 年 2 月)

117) 札幌市埋蔵文化財センター「札幌市埋蔵文化財包蔵地分布図」(平成 26 年 1 月)

### (3) 事業に係る札幌市の環境保全及び都市計画に関する施策

#### ア 札幌市まちづくり戦略ビジョン

札幌市を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や少子高齢化の急速な進行に伴い大きく変化することが見込まれており、市民の暮らしや地域経済などに様々な影響を与えることが予測されている。

札幌市は、このことにより想定される様々な社会課題や地域課題に挑戦していくために、平成 25 年 6 月に「札幌市まちづくり戦略ビジョン<ビジョン編> (平成 25 年度～34 年度)」<sup>129)</sup> を策定している。

また、平成 25 年 10 月には、このビジョンに掲げる目標の実現に向けて、主に行政が優先的・集中的に取り組む戦略を示した「札幌市まちづくり戦略ビジョン<戦略編> (平成 25 年度～34 年度)」<sup>130)</sup> を策定している。

戦略の重点テーマの 1 つである「低炭素社会・エネルギー転換」を実現するために、循環型社会の構築を目指しており、廃棄物の減量や廃棄物発電・熱利用などによる高効率なエネルギー回収を総合的に推進する。

#### イ 札幌市都市計画マスタープラン

札幌市は、平成 16 年 3 月に「札幌市都市計画マスタープラン」<sup>134)</sup> を策定し、次の方針を定めている。

- ・ これまで、可燃性ごみの全量焼却に向けて、必要な処理施設の整備を進めるとともに、ごみの資源化に向け、様々な取り組みを積極的に進めてきたこと。
- ・ 今後は、環境保全に万全な対策を講じながら、将来のごみ量に見合った清掃工場、リサイクル施設など、廃棄物処理施設を整備する方針であること。

平成 25 年には、新しい上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を策定した。

今後、都市を取り巻く状況の変化、課題等に対応できるような都市づくりの施策の推進を図り、新しい上位計画との整合を図る必要性から、都市計画マスタープランの見直しを進めている。

129) 札幌市市長政策室政策企画部「札幌市まちづくり戦略ビジョン<ビジョン編>(平成 25 年度～34 年度)」(平成 25 年 6 月)

130) 札幌市市長政策室政策企画部「札幌市まちづくり戦略ビジョン<戦略編>(平成 25 年度～34 年度)」(平成 25 年 10 月)

134) 札幌市企画調整局計画部「札幌市都市計画マスタープラン」(平成 16 年 3 月)

## ウ 札幌市エネルギービジョン

札幌市は平成 26 年 10 月に「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を上位計画とした「札幌市エネルギービジョン」を策定した。

「札幌市エネルギービジョン」は東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故によるエネルギー政策の転換を背景に、「原子力発電に依存しない持続可能な社会」を目指し、市民、事業者、行政が一体となって低炭素社会と脱原発依存社会をテーマとしたまちづくりを推進するための具体的な目標値や必要な取り組みを示したものである。

本ビジョンは、「電力」と「熱利用」の二つの観点から、「エネルギーの有効利用」と「エネルギー転換」の実現に向け、廃棄物発電を含む再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーの推進、地域への熱供給事業等の取り組みを積極的に展開することを掲げている。

## エ 札幌市環境基本計画

札幌市は、平成 7 年 12 月に「札幌市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき平成 10 年 7 月に「札幌市環境基本計画」<sup>122)</sup>を策定している。

この「札幌市環境基本計画」は、環境基本条例の基本理念を実現するための環境保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、札幌市の環境政策の基本となるもので、市民・企業・行政がこれらに取組む上での基本の方針を示すものである。

また、すべての行政分野において、計画・施策・事業等を立案・実施するにあたっては、環境保全・創造の配慮の徹底に努め、環境への負荷を低減するため、「札幌市環境基本計画」の主旨を尊重するとともに、環境基本計画と整合を図っている。

なお、平成 20 年 6 月には、市民一人一人がこれまで以上に地球環境保全に取り組んでいく決意をし、世界に誇れる環境都市を目指すため、「さっぽろ地球環境憲章」及び「地球を守るためのプロジェクト・札幌行動～市民行動編」を掲げた「環境首都・札幌」宣言を策定している。

122) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市環境基本計画」(平成 17 年 3 月)

143) 札幌市市長政策室エネルギー政策統括担当部「札幌市エネルギービジョン」(平成 26 年 10 月)

#### オ 生物多様性さっぽろビジョン

平成 20 年に制定された生物多様性基本法において、地方公共団体の責務として、生物多様性保全に関する施策を策定し実施すること、努力義務として地域戦略を策定することが規定されている。

札幌市は、地域戦略として、平成 25 年 3 月に「生物多様性さっぽろビジョン」<sup>123)</sup>を策定している。

なお、本ビジョンは第 10 回生物多様性条約締約国会議で採択された「愛知目標」の目標期間である 2050 年を目標年次とする長期的指針として策定し、2020 年頃を目途に、ビジョンの進捗状況や社会情勢などを勘案して、ビジョンを見直す計画である。

#### カ 札幌市水環境計画

札幌市は、良好な水環境を保全・創出するための基本方針と目標を示した「札幌市水環境計画」<sup>124)</sup>を平成 15 年 10 月に策定し、良好な水環境を市民の共有の財産として将来の世代へ継承するために、市民・事業者・行政の協働による取組みを一体的・総合的に推進している。

なお、この計画は、「札幌市環境基本計画」の目指すべき都市像を具体化するものであり、長期的な観点に立って実現が望まれる水環境保全に係る基本的な方針を示すとともに、目標を達成するための施策を示す実行計画としての意味を有している。

#### キ 札幌市温暖化対策推進計画

札幌市は、「環境基本計画」(平成 10 年 7 月)に基づく個別計画として、平成 13 年 5 月に「札幌市温暖化対策推進計画」<sup>125)</sup>を策定し、地球温暖化対策の取組みを進めてきた。

その後、より実効性のある地球温暖化対策を進めるための道筋を探り、その方向性を示すことを主な目的として、平成 19 年 3 月に「札幌市温暖化対策推進計画(改定版)」<sup>126)</sup>を策定している。

さらに、平成 23 年 10 月には、市民、事業者、札幌市の全ての主体が一体となり、率先して地球温暖化対策に取り組むため、「札幌市温暖化対策推進ビジョン」<sup>127)</sup>を策定している。

平成 27 年 3 月には「札幌市温暖化対策推進ビジョン」に基づき、「札幌市温暖化対策推進計画」<sup>128)</sup>の改定版を策定した。

123) 札幌市環境局環境都市推進部「生物多様性さっぽろビジョン」(平成 25 年 3 月)

124) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市水環境計画」(平成 15 年 10 月)

125) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市温暖化対策推進計画」(平成 13 年 5 月)

126) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市温暖化対策推進計画(改定版)」(平成 19 年 3 月)

127) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市温暖化対策推進ビジョン」(平成 23 年 10 月)

128) 札幌市環境局環境都市推進部「札幌市温暖化対策推進計画」(平成 27 年 3 月)



#### ク 札幌市みどりの基本計画

札幌市は、平成 11 年 6 月に「札幌市緑の基本計画」<sup>132)</sup>を、また、平成 23 年 3 月には改定版である「札幌市みどりの基本計画」<sup>112)</sup>を策定した。

この計画は、市域の緑化の総合的な指針となるものとして、計画の柱のひとつに、「街をとりまくみどりの保全・活用とネットワークづくり」を示している。また、「環状グリーンベルト構想の推進」や「地球環境や生物多様性に配慮したみどりの保全と創出」の推進についても計画に位置づけている。

#### ケ 札幌市一般廃棄物処理基本計画（スリムシティさっぽろ）

札幌市は、平成 12 年 3 月に平成 26 年度までの 15 年間を計画期間とする「一般廃棄物処理基本計画 さっぽろごみプラン 21」<sup>131)</sup>を策定している。

この計画に基づき、さまざまな取組みを進めてきたが、更なるごみ減量・リサイクルの推進に向けた施策の充実が求められているなど、計画の見直しが必要となった。

そこで、平成 20 年 3 月に、ごみの減量や処理に伴う環境負荷の軽減を目的とし、平成 29 年度までの 10 年間を計画期間とする札幌市一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」<sup>1)</sup>を策定した。この計画に基づき、平成 21 年 7 月から、家庭ごみの有料化や、新たな分別区分「雑がみ」、「枝・葉・草」の導入を含む「新ごみルール」を開始するなど、さまざまな施策を実施したことにより、ごみ量は大幅に減少し、老朽化していた篠路清掃工場を廃止した。

平成 26 年 3 月には、更なるごみ減量・リサイクルを推進する「スリムシティさっぽろ計画（改定版）」<sup>2)</sup>を策定し、平成 29 年度における 1 人 1 日当たりの廃棄ごみ量を、政令市トップとなる 380 グラムにするなど、高い目標値を設定した。

また、重点施策の一つである「環境低負荷型ごみ収集・処理体制の確立」では、発生する焼却ごみを効率的に収集し、確実に処理していくためには、現在の 3 工場体制による処理が最も効率的と考えられることから、それぞれの工場における適切な処理能力やエネルギーの有効利用を含めた長期的な清掃工場の建設・運用計画の検討を進め、現行工場の更新を計画的に行っていくこととしている。

清掃工場はごみを焼却するほか、エネルギー供給施設としての機能も担う施設であることから、駒岡清掃工場の更新にあたっては、ごみ焼却エネルギーをより効率的に回収するシステムを導入し、廃棄物発電や熱利用を推進するとともに、既存の熱供給ネットワークを生かした効率的・安定的なエネルギー利用の推進を図ることとしている。

1) 札幌市環境局環境事業部「札幌市一般廃棄物処理基本計画スリムシティさっぽろ計画」  
(平成 20 年 3 月)

2) 札幌市環境局環境事業部「札幌市一般廃棄物処理基本計画スリムシティさっぽろ計画(改定版)」  
(平成 26 年 3 月改定)

112) 札幌市環境局みどりの推進部「札幌市みどりの基本計画」(平成 23 年 3 月)

131) 札幌市環境局環境事業部「札幌市一般廃棄物処理基本計画さっぽろごみプラン 21」(平成 12 年 3 月)

132) 札幌市環境局環境みどりの推進部「札幌市緑の基本計画」(平成 11 年 6 月)